

# 「アイネス男女共同参画フェスタ2023」 ワークショップ募集要項

## 1 趣旨

「アイネス男女共同参画フェスタ2023」の実施事業として、男女共同参画社会づくりに資するシンポジウムやミニ講座等のワークショップを主催する団体・グループ・個人（以下「実施者」という。）を募集する。

## 2 ワークショップ実施日時・場所

(1) 日時 令和5年6月24日（土）

午前10時から午後12時または午後1時から午後3時

※1企画の実施時間は原則として2時間以内とする。（「別表1」参照）

(2) 場所 大分市東春日町1-1 大分県消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」2階

## 3 内容及び審査基準

男女共同参画社会をテーマにした研究・活動の成果や課題についてのシンポジウムやミニ講座等で、以下の基準を満たす企画

- ① 男女共同参画社会づくりという視点があり、参加者がともに学習できるもの
- ② 企画におもしろさがあり、独創的なもの
- ③ 一定の参加者が見込まれ、運営方法に工夫を凝らしているもの
- ④ 新型コロナウイルス対策を行っており、実施可能な企画であること
- ⑤ 1団体（グループ・個人）につき1企画であること
- ⑥ 「別表2」の「第5次おおいた男女共同参画プラン」の施策方向に沿ったもの

## 4 募集件数

6件

## 5 必要経費

(1) 会場使用料及び付属する機器等の使用料は無料とする。

(2) 実施者には、事業の実施内容に応じて上記(1)以外の必要経費相当額を支給する。（「精算払い」とする。）

(3) 必要経費は、「別表3」に定める経費で上限は3万円とし、選考結果通知日以降の経費で、領収書により金額が確認できるものとする。

（主催者都合による延期・中止の場合、それまでに発生している経費は必要経費の対象とする。）

## 6 応募方法

「アイネス男女共同参画フェスタ2023」ワークショップ参加申込書（様式1）を記入のうえ下記あて提出する。（持参・郵送・FAX・Eメール）

## 7 応募締切

令和5年5月8日（月）

## 8 応募先(問合せ先)

〒870-0037 大分市東春日町1-1

大分県消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」参画推進班

「アイネス男女共同参画フェスタ2023」担当者あて

TEL: 097-534-2039 FAX: 097-534-2057 Eメール: oita-sankaku@pref.oita.lg.jp

## 9 選考結果等

- (1) 申込書の提出後、必要に応じ、アイネス担当者によりヒアリング等による企画内容確認を行う。
- (2) 採否の決定及び応募者への選考結果通知は5月15日(月)を目処に行う。
- (3) 応募者多数の場合は、選考委員会により決定する。

## 10 実施報告

実施者はワークショップ終了後、15日以内に「アイネス男女共同参画フェスタ2023」ワークショップ実施報告書(様式2)を、精算払いに必要な領収書を添付し、提出する。

## 11 使用会場設備等

会場	面積・机・いす	使用可能機器等
小会議室1	面積 50㎡ 机 10 いす 30	マイク(マイクなしでも使用可能)、ホワイトボード *プロジェクター
小会議室2	面積 52㎡ 机 10 いす 30	マイク(マイクなしでも使用可能)、ホワイトボード *プロジェクター
小会議室3	面積 52㎡ 机 10 いす 30	マイク(マイクなしでも使用可能)、ホワイトボード *プロジェクター

\*使用できる会場・時間帯は、【別表1】になります。

## 12 その他

- (1) 希望する時間及び会場が重複した場合は、別途調整する。
- (2) 当日の運営(会場の設営、受付、機材の搬入等)は、実施者が全て行うものとする。
- (3) 必要な筆記具や用紙類などの消耗品等は各実施者で準備すること。

【別表1】ワークショップ実施可能時間

月 日	時刻	10:00	12:00	13:00
		～	～	～
会場		12:00	13:00	15:00
6/24  (土)	小会議室 1		入換え	
	小会議室 2		入換え	
	小会議室 3		入換え	

【別表2】「第5次おおいた男女共同参画プラン」の施策方向

基本目標	重点目標	番号
男女共同参画に向けた意識改革	男女の平等と人権を守る環境づくり	①
	男女共同参画意識の一層の向上と社会制度・慣行の見直し	②
	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	③
女性の活躍の推進	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	④
	雇用等の分野における男女共同参画の推進	⑤
	ワーク・ライフ・バランスの推進	⑥
	男性の子育て・家事・介護等への参画促進	⑦
	農林水産業における男女共同参画の推進	⑧
	男女が共に支える地域づくりの推進	⑨
男女が安心して生活の確保	生涯を通じた健康支援	⑩
	DV、性犯罪・性暴力等の被害者支援	⑪
	女性に対する暴力の予防啓発	⑫

【別表3】対象経費基準（経費は1団体につき上限3万円とする）

節	内容
報償費	講師謝金 ※ワークショップ運営スタッフの人件費は除く
旅費	講師旅費 ※ワークショップ運営スタッフの交通費は除く
食糧費	講師お弁当代・お茶代・お茶菓子代 ※茶・菓子は当日かつ参加者用に限る
その他需用費	消耗品費（紙・事務用品など）・材料費・印刷費・資料代
役務費	通信費（電話代・切手代・郵送料）・手数料・広告料
使用料及賃借料	レンタル料・駐車場代（当日かつワークショップ運営スタッフに限る）
その他	上記のいずれにも該当しない経費については事前に事務局と協議すること

※金額が確認できる領収書を添付すること。